

FATF 声明
2012 年 6 月 22 日

(仮訳)

金融活動作業部会 (FATF) は、資金洗浄・テロ資金供与対策 (AML/CFT) に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与 (ML/TF) リスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守強化を慫慂するため、FATF は戦略上重大な欠陥をもつ国・地域を特定した。これらの国・地域と協働して国際金融システムにリスクをもたらすそれら欠陥に対応する。

当該国・地域から生じる継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF が全ての加盟国及びその他の国・地域に対し、對抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域

イラン、朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK)

資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥があり、それら欠陥に対応するため顕著な進展をみせていない、あるいは FATF と策定したアクションプランにコミットしていない国・地域。FATF は以下に記載する国・地域に関連した欠陥から起こるリスクを考慮するよう、加盟国に要請する。

ボリビア

キューバ

エクアドル

エチオピア

ガーナ

インドネシア

ケニア*

ミャンマー*

ナイジェリア

パキスタン

サントメ・プリンシペ

スリランカ

シリア

タンザニア

タイ

トルコ*

ベトナム

イエメン

* これらの国・地域は 2011 年 6 月の F A T F 声明で特定されて以降、顕著な進展を見せていない。もし当該国・地域が 2012 年 10 月までに顕著な措置を講じない場合には、F A T F は全ての加盟国に対し、当該国・地域に関連したリスクに応じた対抗措置の適用を要請する。

イラン

FATF は、イランによる FATF への関わりが以前にあったにもかかわらず、同国がテロ資金供与のリスクに対応していないこと、それによってもたらされる国際金融システムへの深刻な脅威について、引き続き、特別、かつ極めて憂慮している。

FATF は、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、2009 年 2 月 25 日の加盟国への要請を再確認し、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATF は、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すること、及び国内でイラン系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮することを各国・地域に対して引き続き求める。イランより生ずるテロ資金供与の脅威が継続していることから、各国・地域はこれまでに講じた措置を考慮し、追加的な予防措置もしくは現在講じている措置の強化を検討すべきである。

FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の届出義務を効果的に実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。イランがテロ資金供与対策体制の改善を継続するための具体的な対応をとらない場合、FATF は、対抗措置を強化することを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2012 年 10 月に検討する。

朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK)

FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重大な欠陥に対して対応をとっていないこと、及びそれが国際金融システムの透明性に対して引き起こす深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。

FATF は、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、DPRK 系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言した 2011

年 2 月 25 日付の要請内容をあらためて求める。FATF は、強化された監視に加え、DPRK より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。全ての国・地域は、また、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すべきであり、また、国内で DPRK 系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮すべきである。

FATF は同国からの最近の接触を認めるとともに、引き続き、DPRK による資金洗浄・テロ資金供与対策への取組に直接的に支援を行う用意がある。

ボリビア

ボリビアは、FATF 及び GAFISUD (南米 FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄の適切な犯罪化の確保、②テロ資金供与の適切な犯罪化、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築を含む、これらの欠陥に対処する取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥、特に現在国会にて審議中の資金洗浄・テロ資金供与対策関連の改正法成立へ対応すること、及びアクションプランの履行過程の継続を奨励する。

キューバ

FATF は、キューバを国際金融システムに対してリスクを生じさせる戦略上重大な資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥を有する国として特定した。2012 年 2 月以降、同国は正式に FATF と連携し、CFATF (カリブ諸国 FATF 型地域体) 及び GAFISUD の会合に出席もしている。FATF は、同国が FATF との連携を継続するとともに、国際基準に従った資金洗浄・テロ資金供与対策体制を履行するためのアクションプランを構築及び同意するために、FATF と協働することを奨励する。

エクアドル

エクアドルは、資金洗浄対策の監督に関する金融機関への規則の発出を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。FATF 及び

GAFISUD と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、設定された期限内に十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、FATF及びGAFISUDと継続して協働し、近時に国会に提出されたテロ資金供与対策関連法の成立をはじめ、①テロ資金供与の適切な犯罪化の確保、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行、及び④金融セクター監督の協調強化を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの履行へ取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応すること及びアクションプランの履行過程の継続を奨励する。

エチオピア

エチオピアの、FATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組み及び手続きの構築・履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施を含む、これらの欠陥に対処する取り組みを継続するべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を奨励する。

ガーナ

ガーナは、FATF及びGIABA(西アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を奨励する。

インドネシア

インドネシアは、2010年に資金洗浄対策の法律を施行して以降、テロ資金供与対策の法案を委員会審議のために国会提出し、資金洗浄・テロ資金供与対策の継続的な体制改善を見せている。しかし、FATF及びAPG(アジア太平洋FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、及び③1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を完全に実施するための法もしくはその他手段の改正及び実施を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を奨励する。

ケニア

ケニアの、FATF 及び ESAAMLG(東南部アフリカ FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。当初のアクションプランが策定された後、同国は相互審査を受けており、審査で特定された更なる欠陥は、改訂されたアクションプランに含まれている。同国は、①犯罪収益及び資金洗浄対策に関連する法律の適切な履行及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、③資金洗浄に係る資産の没収、テロリスト資産の特定・凍結のための適切な法的枠組みの構築及び履行、④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施、⑤全ての金融セクターに対する、適切かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの実施、⑥金融における透明性の強化、⑦顧客管理措置の更なる改善及び拡大、及び⑧効果的な記録保存条件の構築を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処する取り組みを継続すべきである。ケニアの継続した進捗不足、特にテロ資金供与対策関連法の制定に係る進捗不足を考慮し、もし同国が 2012 年 10 月までに顕著な措置をとらない場合には、FATFは全ての加盟国に対し、同国に関連するリスクに応じた対抗措置の適用を要請する。

ミャンマー

ミャンマーの、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重

大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡しのさらなる枠組み強化、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、⑤金融における透明性の強化、及び⑥顧客管理措置の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。ミャンマーの継続した進捗不足を考慮し、もし同国が 2012 年 10 月までに顕著な措置をとらない場合には、FATFは全ての加盟国に対し、同国に関連するリスクに応じた対抗措置の適用を要請する。

ナイジェリア

ナイジェリアの、FATF 及び GIABA と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化に係る残存する問題への措置を含む、これらの欠陥に対処する取り組みを継続するべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

パキスタン

パキスタンはFIUの機能強化、2012年の国連安保理決議の執行に関する法令の公布、為替業者に対する資金洗浄・テロ資金供与対策に係るガイドラインの発出、国境における現金移動規制を行うための通貨申告制度を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国は、そのアクションプランの完全な履行に必要な進捗を未だ示しておらず、主要なテロ資金供与対策に、ある一定の重大な欠陥が残存している。特に、同国は、テロ資金供与罪、テロリストの資産を特定、没収、凍結することについてのFATF基準を充たす法律を制定する必要がある。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

サントメ・プリンシペ

サントメ・プリンシペの、FATF 及び GIABA と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上

の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、③金融機関、指定非金融業者及び職業専門家が適切な資金洗浄・テロ資金供与対策に関する規制及び監督に従うこと、及び④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた制裁の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

スリランカ

スリランカは、国連安保理決議 1267、1373 を履行するための資産凍結手続を構築する規則の発令を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。しかし、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示していない。同国は、テロ資金供与の適切な犯罪化に関する残存する問題に対処する取り組みを継続するべきである。FATFは同国がこの欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

シリア

以前、シリアは資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せていた。しかし、同国の、FATF 及び MENAFATF (中東・北部アフリカ FATF 型地域体) と協働するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの履行、②金融機関の、資金洗浄及びテロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務の認識及び遵守の確保、及び③刑事共助のための適切な法及び手続き導入を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処されていることを明らかにするため、同国への更なる関与が必要である。FATF は、FATFが同国の進捗を正確に評価することが可能となるよう、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処したことを示すことを、同国に対し慫慂する。

タンザニア

タンザニアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。

しかし、FATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄の前提犯罪への対処、②テロ資金供与の適切な犯罪化、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築・履行及び法律、規制又は他の強制力のある手段を通じた国連安保理決議1267、1373の履行、④効果的な顧客管理措置の構築、⑤適切な記録保存義務の確保、及び⑥完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を奨励する。

タイ

タイは、2009年から2011年にかけて、必要な立法作業に多大な影響を与える大きな困難に直面したが、同国は、FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、金融機関に対する資金洗浄・テロ資金供与対策のリスク評価の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、及び③資金洗浄・テロ資金供与対策における監督の更なる強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の残存する欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続、特にテロ資金供与対策の関連法案の成立を奨励する。

トルコ

トルコは、FATF と協働し、テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、及び②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの履行を含む、テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。これら2つの分野における同国の継続した進捗不足を考慮し、もし同国が2012年10月までに顕著な措置をとらない場合には、FATFは全ての加盟

国に対し、同国に関連するリスクに応じた対抗措置の適用を要請する。

ベトナム

ベトナムは、テロ資金供与に係る大臣間決定文書の発令及び資金洗浄対策の法改正を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、FATF 及び APG と協働し、①テロ資金供与の適切な犯罪化に係る残存する問題への対処、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、③FATF 基準に従い法人を刑事責任の対象とすることないし、これを妨げる憲法上の禁止根拠の立証、④全体的な監督枠組みの改善、⑤顧客管理措置及び疑わしい取引の届出義務の改善及び拡大、及び⑥国際協力の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

イエメン

イエメンは、FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、③特にテロ資金供与に関し、金融機関における疑わしい取引の届出義務の遵守を確保するため、金融セクターの監督当局及び金融情報機関の監視・監督能力の発展、及び④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

(以 上)